2026年1月8日

予備　令７－２７

個人商人（小商人に当たる者を除く。）の商業使用人に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№27］）

ア．商人が支配人を選任したときは，その登記をしなければならない。
イ．支配人は，商人の許可を得なければ，株式会社の取締役となることができない。
ウ．支店長，副支店長その他商人を代理する権限を有するものと認められる名称を付した使用人は，相手方が悪意である場合を除き，当該商人の営業に関し，一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。
エ．商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は，当該事項に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
オ．支配人の代理権は，商人の死亡によって，消滅する。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　１

肢ア　○
商人が支配人を選任したときは，その登記をしなければならない。
支配人は包括代理権を持つため，公示して取引の安全を図る必要がある。

肢イ　○
支配人とは、事業主に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限（支配権）を与えられた使用人です。
支配人が事業主の指揮命令下で営業活動に従事する「使用人」である。雇用契約が想定。
そこで，新たに，取締役をやるということは，商人に不利益が生じる。
労力が分散するため。よって，許可が必要なる。

商法２３条１項４号

肢ウ　×
支店長，副支店長は，支配人，商人を代理する権限ではなく，営業の主任者の外観となる。
表現支配人の問題。権利外観法理，虚偽の外観，本人の帰責性，相手方の信頼。
外観の内容が問いの内容。支配人としての外観

肢エ　×
商人の営業に関するある種類または特定の事項の委任を受けた使用人は，当該事項に関する一切の裁判上また裁判外の行為をする権限を有する。
「裁判上」はない。使用人に，裁判行為されては，商人の不利益は大きい。

肢オ　×

支配人の代理権，雇用による代理。無名契約の代理契約は，本人の死亡により終了するのが原則。（民法１１１条１項１号参照）

しかし，当然に終了すると，営業がつづけられなくなる恐れあり。不特定多数の関係者に迷惑をかける。

したがって，当然には終了しない。

商法５０６条

予備　令７－２８

代理商，仲立人及び問屋に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№28］）

ア．物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は，売買に関する通知を受ける権限を有しない。

イ．代理商は，やむを得ない事由があるときは，いつでも，当該代理商が商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする契約を解除することができる。

ウ．仲立人の報酬は，当事者双方が等しい割合で負担する。

エ．仲立人は，その媒介に係る商行為について見本を受け取ったときであっても，当該見本を保管する義務を負わない。

オ．問屋は，委託者のために物品の販売又は買入れをしたときは，遅滞なく，委託者に対し，その旨の通知を発しなければならない。

１．ア　エ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．ウ　エ

正解　１

肢ア　×

物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は，売買に関する通知を受ける権限を有する。

成果が確認できないと，代理商も困る。

肢イ　○

代理商は，やむを得ない事由があるときは，いつでも，代理商が商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする契約を解除できる。

ただ，いきなり解除すると本人の期待に反する。そこで，解除前の予告期間が必要（３０条１項)。ただ，やむを得ない場合は，予告なしで解除できる（同条２項)。

肢ウ　○

仲立人の報酬は，当事者双方が等しい割合で負担する。

報酬は，双方。多数と多数をつなげる。双方が利益を受けているので両方が負担する。

婚姻の仲介，旅行代理店などをイメージ，多　対　多

商法５５０条２項

肢エ　×

(1)仲立人は，その媒介に係る商行為について見本を受け取ったときでも，見本を保管する義務を負わない。

(2) 保管する義務はある。説明するために，なくされると利用者が困る。

結婚の仲介人を想定するとよい。情報なくされたら困る。

商法５４５条

肢オ　○
問屋は，委託者のために物品の販売又は買入れをしたときは，遅滞なく，委託者に対し，その旨の通知を発しなければならない。問屋が委託者に，取引の状況を知らせ，その利益を確保するためである。

証券会社を想定。
通知がないと買主は困るだろう

商法５５７条，２７条

予備　令７－２９

商行為に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№29］）

ア．個人商人がその営業のために金銭を借り入れる行為は，商行為となる。

イ．商人間において金銭の消費貸借をした場合において，利息の支払について別段の意思表示がないときは，貸主は，法定利息を請求することができる。

ウ．商人間の売買において，買主がその目的物の受領を拒んだときは，売主は，相当の期間を定めて催告をすることなく，直ちにその物を競売に付することができる。

エ．商人間の売買において，買主は，その売買の目的物を受領したときは，遅滞なく，その物を検査しなければならない。

オ．交互計算は，商人間においてのみ，その効力を生ずる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　エ　４．イ　オ　５．ウ　オ

正解　５

肢ア　○

個人商人が営業のためにする行為は，商行為である（付属的商行為）。したがって，商人が営業のために金銭を借り入れる行為は，商行為である（商法５０３条１項）。

（注）相手方が営業のためと知らなければ，不意打ちとなるおそれがある。そこで，相手方その他の第三者に，商行為であることが客観的に明らである必要がある（最判昭４７．２．２４）。

肢イ　○

消費貸借契約は，民法上，無利息が原則である（民法５８９条１項）。約定がなければ利息を請求できないとも思える。しかし，商人の金銭運用の利益は，借主に移った。したがって，商人を一定程度，保護すべきである。他方，当然に請求を認めると，借主が非商人なら負担が重い。よって，相手方が商人の場合に限り，利息を請求できる（商法５１３条）。

肢ウ　×

(1)前提として，売主が弁済提供したが，買主が目的物の受領を拒む場合，売主は目的物を供託できる（民法４９４条１項１号）。供託に適しなければ，裁判所の許可のもと，競売に付することもできる（民法４９７条１号）。

(2)一方，商事売買では，売主は競売のため裁判所の許可を得ていると，手続の間に損失が拡大するおそれがある。したがって，裁判所の許可は不要であるが，事前に，買主に対し相当の期間を含めて催告する必要がある。再度，弁済の受領を促す趣旨である。

（注）目的物の価格が低下するおそれがある場合は，催告不要（商法５２４条２項）。

肢エ　○

(1)前提として，商事売買においても，売主は債務の本旨に従い，契約内容に適合した種類・品質・数量の目的物を引き渡す。目的物が契約内容に適合しない場合は，公平の観点から，売主は担保責任を負う（民法５６２条，６５３条，５６４条参照）。

⑵一方，商人間取引は，反復・大量である。売主の担保責任も大きく，負担を軽減する必要がある。したがって，買主は目的物を受領したら，直ちに検査し，不適合を発見した場合は，売主に通知する必要がある。買主が通知を怠れば，売主の担保責任を追及できない（商法５２６条１項・２項前段）。

（注）買主の検査・通知義務は，目的物が特定物・不特定物を問わず，適用される。不特定物は，大規模な検査を要するとも考えられるが，不適合を発見できない場合の６ヶ月の期間猶予で，買主の負担軽減も図られている（同条２項後段）。

肢オ　×

前提として，交互計算とは，当事者間の取引から生じた複数の債権および債務を一定期間の経過後に一括して決済する約定をいう。交互計算不可分の原則が適用され，債権債務を独立して処分できない（注$_1$）。非商人に対しては不意打ちとなるおそれがあるため，商人間においてのみ効力を生じないか。しかし，非商人も，債権債務の簡易な決済という期待を持つ。また，約定によって成立するため，手続保障が図られる。したがって，商人と非商人でも成立する（注$_2$）。

（注$_1$）交互計算不可分の原則とは，①交互計算期間中に生じた個々の債権を行使することはできない，②個々の債権について時効消滅や履行遅滞の問題は生じない，③交互計算に組み入れられた債権を他人に譲渡することはできないことをいう。

（注$_2$）商人間の交互計算契約の具体例は，交通系カードの精算など。非商人間の交互計算契約の具体例は，ポイント利用による相殺など。

予備　令７－３０

手形に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№30］）

ア．為替手形には，支払人の名称を記載しなければならない。
イ．為替手形の支払人は，銀行でなければならない。
ウ．為替手形は，振出人の自己宛てで振り出すことができる。
エ．約束手形の手形保証は，手形保証人が約束手形又は補箋に署名しなければ，することができない。
オ．約束手形の振出人の手形債務を保証した手形保証人は，振出人が未成年者であることを理由に当該約束手形の振出しに係る意思表示が取り消された場合には，手形金を支払う義務を負わない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　○

為替手形の場合，振出人，受取人，支払人の三者が原則予定されている。
実際，支払人の名称の記載がなければ，最終的に債務を引受けて支払うものがいなくなってしまう。

手形法第１条第３号

肢イ　×

銀行であることは不要。A→B→C を A→C にするために使う。
為替手形の支払人は、個人でも法人（一般企業など）でもなることができます。

支払場所は銀行になる可能性があるが，支払人とは異なる。

肢ウ　○

基本は３人ですが、「振出人が自分自身を受取人や支払人に指定すること」も法律（手形法第６条）で認められています。

自己あては，振出人＝支払人。約束手形と同じ仕組みとして使える。メリットがある。
自己あてを禁止するのは，取引の自由が阻害され問題である。

肢エ　○

約束手形の手形保証は，手形保証人が約束手形又は補箋に署名しなければ，することができない。署名がないと，保証債務を負わせることは不意打ちになる。

手形法３１条，手形法７７条１項２号

肢オ　×

　手形保証の独立性を認めています。主たる債務が実質的な理由（行為能力の欠如や意思表示の瑕疵など）で無効であっても、保証人は責任を免れない。手形保証は手形取引の安全を図る規定。

手形法第 32 条第 2 項（保証人の責任）手形法第 77 条第 1 項第 2 号（約束手形への準用）
大判大正 15 年 10 月 22 日：

予備２９－１６

肢１　８８条１項

募集設立においては，設立時取締役は，創立総会の決議で選任される。

設立時株主の信任を受けた者に，取締役として業務を行わせるべきだからである。

設立後の取締役は，株主総会に選任されることをイメージできると分かる。

定款で定めても発起人で，設立時取締役を選定できない。設立時株主の議決権が害される。

肢２　３４条１項，６３条１項

設立時の現物出資は，発起人のみが行える。設立の際は，会社債権者などを保護するため資本充実の原則が働く。現物出資は適正性を欠く恐れがあるので法は検査役の手続など慎重な手続を予定している。

発起人以外のものに現物出資を認めること設立手続が煩雑になるため，定款での自治は認められない。

肢３　１０２条3項，１０２条の２

設立時募集株主が払込を仮装した場合の株式の効力は有効。

仮装した全額の支払義務を負うため。

無効とすることは，譲渡の際などに取引安全上の問題があるため。もっとも，払込義務を果たしていない（責任を負わない）ものに株主としての権利を行使することは，許容できない。そこで，権利行使は，払込後しかできない。

肢４　１０３条４項，５７条１項，１０３条１項，５２条２項

発起人は，定款に記載した者（２７条５号)。したがって，賛助した者は関係ないと思える。しかし，いざというときに，責任を免れると外観を信じて出資したものの期待害される。そこで，この者にも責任を負わせた

肢５　５９条，６１条

一般的には５９条で通知が必要である。したがって，総数の契約でも必要ではないか。しかし，手続が煩雑。　通知は不特定多数の相手方に予め情報を提供することで，適正な意思決定ができるようにすることが目的。総数引受の場合は，十分内容を理解したうえで意思決定がなされている。よって，わざわざ通知まではいらない。